

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- 鳥取県会計規則の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則
- 土地細目の公告
- 代表者会議の区域の一部改正
- 国民健康保険規約の変更認可
- 国民健康保険条例の変更認可
- 炭を予防注射等の実施
- 計量器の定期検査の実施
- ◇選管告示 政党、協会、その他の団体の解散の際の收支に関する報告書要旨

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条地方課中第四号を次のように改める。

四 市町村職員研修（自治研修所において行う研修を除く。）に関すること。

第十二条林務課中第二十号として次の一号を加え、

「第二十号」を「第二十一号」とする。

二十 木材業者及び製材業者登録に關すること。

第六十四条山林課中第二十号として次の一号を加える。

二十 木材業者及び製材業者登録に關すること。

第八十七条の十に第二十号として次の一号を加える。
 二十 木村業春及び製材業者登録に関すること。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和三十一年三月十三日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第八号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「秘書課」を「知事公室」に改める。

第三条第四項中「鳥取市」及び「東部地方事務所長」を削る。

第四条中「鳥取市」を削る。

第五条中「鳥取市にあつては東部地方事務所出納員である出納員」を削る。

第五十六条第二項第四号中「地方職員共済組合鳥取県支部長」の下 「警察職員共済組合鳥取県支部長」を加える。

第四百四十八条の次に次の一条を加える。

（物品の転用）

第四百四十八条の二 前条の規定により引継を受けた收支命令者は、その生産品又は收穫品を試験研究又は生産のため消費しようとするときは、生産收穫主任をして出納長又は、出納員の例により出納させることができる。

第五百三十三条第一号中「三百円未満」を「五百円未満」に改め同条に次の一項を加える。

2 郵便切手類については、消耗品交付簿（様式第六十五号）に登記することにより物品出納簿に登記したものとみなす。

第五百三十七条に次の一項を加える。

2 郵便切手類については、郵便切手類整理簿（様式第六十六号の二）により整理しなければならない。

第五百三十九条に次の一項を加える。

2 郵便切手類については、郵便切手類整理簿（様式第六十六号の二）により整理しなければならない。

第六百六十二条第二項第一号に次の但書を加える。

但し、物品売払の場合は買受書を徴さなければならない。

第二百三十一条に次の一項を加える。

3 出納員は、遺失物件のうち、歳入歳出外現金でその

様式第二十四号（用紙縦 百四十五ミリメートル のものに一枚接続）

原 符

支 通 知

第 号	何 年 度 歳 出
金	何 某 渡
昭和 年 月 日	

郵 印

第 号	何 年 度 歳 出
金	何 某 渡
昭和 年 月 日	
鳥取県 金庫御中	

上記の金額支払（送金）（振替）を要する
 鳥取県出納長 職 氏 名 園
 （署名出納員）

額が五千円以上に達したときは、五千円をこえた額を果金庫に寄託しなければならない。

鳥取県会計規則附属様式第六十六号の次に次のように加える。

第六十六号の二 郵便切手類整理簿（ ）
 様式第二十四号を次のように改める。

備考 1 隔地の債権者又は同一支出科目から数人の債権者に支払しようとするとき及び果金庫をして振替払込

せようとするため果金庫に対し発する支払通知はこの式による。

2 隔地の債権者に支払しようとするときは、年度下の「支払場所」に債権者の指定場所又は指定金庫名を記載すること。

3 数人の債権者に同一支払科目から支払しようとするときは、支払場所並びに債権者住所氏名については一括「別紙金額氏名表のとおり」と記載すること。

4 果金庫に振替払込させようとするときは、同上の箇所「何年度歳入」「何々款」と二行に分記すること。

5 歳入下戻の場合、「歳入下戻」振替払込の場合は、「要振替」と欄外に朱書のこと。

6 欄外に会計名を表示すること。但し特別会計については事業名とする。

様式第六十六号の次に次の一様式を加える。

様式第六十六号の二

郵便切手類整理簿

(物品取扱主任)

年 月 日	受	払		残
		先	金額	
	円		円	円

備考 1 物品取扱主任を置かない際は、出納員が整理するものとする。

2 月計票計を添すること。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中三(十七)次に次のように加える。

(十八) 建築士法第二十三条の二に基く手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例施行規則をここに公布する。
昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例

施行規則

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)に基きこの規則を定める。(申請書等の様式)

第一条 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(以下「条例」という。)第五条の規定による書類の様式は次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 補助申請書 (様式第一号)
- 二 世帯更生資金貸付事業計画書 (様式第二号)
- 三 世帯更生資金貸付所要額調査書 (様式第三号)
- 四 世帯更生資金貸付事業資金収支予定調査書 (様式第四号)

(報告書の提出)
 第二条、条例第八条の規定による報告書は次の各号に定める様式により、毎事業年度終了後二箇月以内に知事に提出しなければならない。

- 一 世帯更生資金特別会計歳入歳出決算書 (様式第五号)
- 二 世帯更生資金貸付事務費歳入歳出決算書 (様式第六号)
- 三 世帯更生資金申込及び貸付状況報告書 (様式第七号)
- 四 資金別貸付内容別状況報告書 (様式第八号)
- 五 資金別償還計画に対する償還状況報告書 (様式第九号)

附・則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月二十日から適用する。

様式第一号

昭和 年度世帯更生資金貸付事業補助申請書
 標記補助金について次の金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します

年 月 日
 申請者

住所
 名称

代表者 氏

名印

鳥取県知事

記

一金 円也

様式第二号

世帯更生資金貸付事業計画書

(昭和 年 月 日現在)

一 社会福祉協議会の名称

住所

代表者 氏 名

種 別	定員	現員		備考
		足	差引	
社会福祉協議会職員				
世帯更生資金貸付関係職員				

注 職員のうち他の職員と兼任の場合はその旨備考欄に記入すること。

- 三 世帯更生資金貸付審査会の構成
 - 民生委員関係者 人
 - 学識経験者 人 (うち社会福祉協議会関係者 人)
 - 関係行政機関の職員 人

- 四 民生委員数及び世帯更生資金貸付対象世帯数
 - 1 民生委員 人
 - 2 世帯更生運動対象世帯数 世帯
 - 3 世帯更生資金貸付対象世帯数 世帯

五 世帯更生資金貸付予定年月日
 六 市町村社会福祉協議会の結成状況

区分	結成数 (A)		未結成数 (B)	計 (C)	結成率 (A/C)
	市	町村			
計					

様式第三号

昭和 年度世帯更生資金貸付所要額調査書

事項別	対象		所要額	所要額内訳	
	世帯	一世帯		国庫補助	県費補助
世帯更生補助費					
共同募金					
配付金					
財源					
計					
要 摘					

生業資金						
支度資金						
技能修得資金						
事務費						
計						

注 1 国庫補助の欄は国庫補助交付見込額(内示額)を記入すること。
2 事務費は、摘要欄に内訳を附記すること。

様式第四号
昭和 年度世帯更生資金貸付事業資金收支予定調書

区分	年間所要額		半期別収入		半期別支出		備考
	上半期	下半期	予定期	上半期	予定期	下半期	
世帯更生資金							
生業資金							
支度資金							
技能修得資金							

様式第五号
世帯更生資金特別会計歳入歳出決算書

(1) 収入の部

区	分	当予算額	初追加補正額	合計	決算額	差引増減額	備考
	前年度よりの繰入金						
	一般会計より繰入金						
	貸付充当額						
	都道府県補助金						
	債 遇 金						
	元 金						
	債 還 金						
	子 債 利 子						
	預金利子及び特属雑収入						
	合 計						

(2) 支出の部

区	分	当予算額	初追加補正額	合計	決算額	差引増減額	備考
	世帯更正資金貸付金						
	生 業 資 金						
	支 度 資 金						
	技 能 修 得 資 金						
	事 務 費 会 計 繰 入 金						
	欠 損 補 正 繰 立 金						
	次 年 度 繰 越 金						
	合 計						

様式第六号
世帯更生資金貸付事務費歳入歳出決算書

(1) 収入の部

区	分	予算額	決算額	備考
	世帯更生資金特別会計よりの繰入額			
	(一般会計よりの繰入金)			
	県 補 助 金			
	合 計			

注 一般会計よりの繰入金は、本会計を一般会計と区分して設けられている場合及び特別経理の場合にのみ記入することとなる。

(2) 支出の部

区	分	予算額	決算額	備考
	旅会 通消 備何			
	費費費費費費 信品品品品品品			
	耗品			
	何			
合	計			

注 費目はなるべく具体的に記入すること。

様式第七号

世帯更生資金申込及び貸付状況報告書

資金の種類及び世帯区分	区分			貸付決定状況			申込に対する決定の比	
	申請人員	平均単価	金額	申請人員	平均単価	金額	人員	金額
生業資金								
一般生計困難者								
身体障害者								
戦没者遺家族								
留守母子世帯								
留母計								
同上中核保護世帯								
支度資金								
同上略								
技能修得資金								
同上略								
計								
備考	<p>(1) 申込及び貸付状況について翌年度にわたるものについては当該年度分についてのみ記入すること。</p> <p>(2) 当該年度以前より継続して貸し付ける分の当該年度該当数は新規申込数及び決定額に再掲すること。</p> <p>(3) 当該年度に申込及び貸付決定のもので翌年度より貸し付けるものについては当該年度に含めないこと。</p>							

略

様式第八号

資金別貸付内容別状況報告書

(1) 生業資金貸付内容一覧

貸付金 種別	円					貸 付 人 員 計
	50,000 円 以下	40,000 円 ～ 49,999 円	30,000 円 ～ 39,999 円	20,000 円 ～ 29,999 円	10,000 円 ～ 19,999 円	
和洋裁縫物	人	人	人	人	人	人
卸小売業						
飲食業						
農場、酪農						
養鶏、豚、蚕						
略						
その他						
合 計						

注 (1) 人員は実人員(当該年度以前より継続して貸し付けている分については再掲のこと)とすること。
 (2) 資金相互と重複貸付を行っている分については

() 内に再掲(赤字)のこと。
 (3) 業種別、就職別、修得別記載例以外についてもなるべく具体的に空欄に記入のこと。
 (4) 貸付期間別は当該年度において貸し付けた期間欄に記入のこと。

(2) 技師修得資金貸付内容一覧

貸付金 種別	貸付期間	修得職種						貸 付 人 員 計
		洋裁	和裁	縫物	理髪	その他	貸 付 人 員	
1,500円以下	6月以上 3月未満	人	人	人	人	人	人	人
1,300円～	6月以上 3月未満							
1,499円～	6月以上 3月未満							
1,100円～	6月以上 3月未満							
1,299円～	6月以上 3月未満							
1,099円以下	6月以上 3月未満							
略								
計								

(3) 支度資金貸付者内容一覧

(4) 貸付金額別

金額	貸付人員	貸付人員
15,000円		人
13,000円～	14,999円	人
11,000円～	12,999円	人
9,000円～	10,999円	人
7,000円～	8,999円	人
5,000円～	6,999円	人
4,999円以下		人
計		人

(5) 職種別調

職種	人員	貸付人員
職 務	員	人
工 店	員	人
看 護	婦	人
略		
そ の 他		人
計		人

様式第九号

資金別償還計画に対する償還状況報告書

区 分	生業資金		支度資金		技能修得資金		合 計		償還金別償還率
	償還計画 件数 金額	収入済 件数 金額	償還計画 件数 金額	収入済 件数 金額	償還計画 件数 金額	収入済 件数 金額	償還計画 件数 金額	収入済 件数 金額	
月 賦 償 還									% 件数 金額
半 年 賦 償 還									% 件数 金額
年 賦 償 還									% 件数 金額
合 計									% 件数 金額
資金種別償還率	件数 金額	%	件数 金額	%	件数 金額	%	件数 金額	%	

注 1 月賦、半年賦の件数は、延件数を記入すること。
 2 償還金別償還率は、各賦金分計の数を基礎として算出すること。
 3 資金種別償還率は、合計欄計の数を基礎として算出すること。

告 示

鳥取県告示第百一号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定により土地細目の公告について申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

倉吉市地内

大字	字	地番	地目	土地所有者	関係人	備考
----	---	----	----	-------	-----	----

大字	字	地番	地目	土地所有者	関係人	備考
新田	土手外	七八	畑 河川敷	なし（相続人不存在）	なし	（旧土地所有者） 河本 まつ
"	"	六七	"	"	"	北窓直三郎
大塚	中島	五五ノ一	"	"	"	生田 勇蔵
"	"	五五ノ二	"	"	"	"
"	"	七二ノ一	"	"	"	"
"	"	七二ノ二	"	"	"	"

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 一 事業の種類 天神川改修工事
- 一 起業地 倉吉市小田、新田、中江、大塚、海田、清谷、東伯郡北条町大字江北、羽合町大字田後及び大字長瀬地内
- 一 收用しようとする土地の所在、地番及び地目並びに土地所有者及び関係人の氏名及び住所

大字 宇 地 番 地 目 氏 名 住 所 有 者 所 関係人 備考

江北 外河原 二六五 原野 河川敷 生田 君蔵 北海道空知郡奈井江町二十七番地 無し
" 向河原外開 二、六九八 " " 福井 清美 大阪市西成区南開七丁目二番地 " "

鳥取県告示第百二二号

昭和二十九年九月鳥取県告示第四百六十九号（農業委員
会等に関する法律に基く代表者会議の区域について）の
一部を昭和三十一年二月二十九日次のように改めた。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称区域（委員会）中

「岩美西部」 大成村、宇倍野村、津ノ井村、米里

村」を

「岩美西部」 大成村、宇倍野村、津ノ井村」に、

「汗西」 淀江町、宇田川村、高麗村、所子村、

大山村」を

「汗西」 淀江町、大山町」に、

「箕蚊屋」 果村、春日村、大高村、日吉津村、

大和村、岸本町」を

「箕蚊屋」 果村、春日村、大高村、日吉津村、

岸本町」に、

鳥取県告示第百三十三号

国民健康保険を行う伯南町に対し国民健康保険法（昭和
十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き
伯南町国民健康保険規約の変更を昭和三十年十二月八日
認可した。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百四十四号

国民健康保険を行う西伯町に対し国民健康保険法（昭和
十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項に基き、西伯
町国民健康保険規約の変更を昭和三十一年二月十日認可
した。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百五十五号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和
十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き、
条例の変更を次のとおり認可した。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険を行う町、八頭郡若桜町

認可条例 若桜町国民健康保険条例

認可年月日 昭和三十一年二月一日

鳥取県告示第百六十六号

次のように炭を予防注射、肝てつの検査及び区除を実施
するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十
六号）第六条の規定により牛、馬の所有者に対して予
防注射、検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 炭を、肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛、馬。但し生後四箇月以内、分娩前後一箇月以
内のものを除き、馬は肝てつの検査及び駆除には
該当しない。

該当しない。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法

炭を予防注射—炭を第二予防液皮内注射
肝てつ検査—虫卵検査法、皮内注射反応法

別表	炭素予防注射	肝てつ駆除	へキサクロロエタン製剤投与
実施期日	三月十九日	三月十九日	三月十九日
実施区域	東伯郡由良町	西伯郡淀江町(旧宇田川村)	同上
実施場所	同上	同上	同上
	中山村(旧下中山村)	東伯郡中山村(旧下中山村)	中山村(旧下中山村)
	赤碕町(旧安田村)	赤碕町(旧安田村)	赤碕町(旧安田村)
	(旧赤碕町)	(旧赤碕町)	(旧赤碕町)
	(旧成美村)	(旧成美村)	(旧成美村)
	(旧以西村)	(旧以西村)	(旧以西村)
	東伯町(旧下郷村)	東伯町(旧下郷村)	東伯町(旧下郷村)
	(旧上郷村)	(旧上郷村)	(旧上郷村)
	(旧古布庄村)	(旧古布庄村)	(旧古布庄村)
	(旧浦安町)	(旧浦安町)	(旧浦安町)
	(旧八橋町)	(旧八橋町)	(旧八橋町)
	北条町(旧下北条村)		
	(旧中北条村)		
	四月六日	四月六日	四月六日
	九日	九日	九日
	十日		
	十一日		

鳥取県告示第七七号		昭和三十一年三月十三日	
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規定により、気高郡の計量器定期検査を次のように実施する。		鳥取県知事 遠藤 茂	
検査日時	検査区域	検査区域	検査場所
三月十六日午前九時から午後三時まで	気高郡青谷町 前の勝部村の区域	青谷町役場勝部支所	
十九日	前の中郷村の区域	中郷農業協同組合	
二十日	前の日置村の区域	青谷町役場日置支所	
二十二日	前の日置谷村の区域	日置谷連絡所	
二十三日	前の青谷町の区域	青谷町公民館	
二十六日	前の逢坂村の区域	気高町役場逢坂出張所	
二十七日	前の浜村町の区域	気高町役場	
二十八日	前の宝木、酒津及び瑞穂村の区域	宝木出張所	
二十九日午前九時から正午まで	鹿野町 前の勝谷村の区域	鹿野町役場勝谷出張所	
午後一時から三時まで	前の小鷺河村の区域	小鷺河出張所	
三十日午前九時から午後三時まで	前の鹿野町の区域	鹿野小学校	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年一月八日まで

三 報告書の要旨

日本社会党鳥取県支部連合会	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	昭和三十一年三月十三日	

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当なし

(二) 支出 該当なし

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十一年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年三月三日まで

三 報告書の要旨

自由党鳥取県支部 自由党鳥取県東部支部 自由党鳥取県連合支部	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	昭和三十一年三月十三日	

四 主たる寄附者及び支出

